

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) (有) 新秀建設 うるま市字具志川1373-4
47-003225 代表者 新垣 秀治
(土木A、建築A)

(2) (有) 蔵興業(下請) うるま市字仲嶺236-1
47-009577 代表者 蔵根 貢
(土木C、建築D、とび・土工、塗装)

2 指名停止措置期間

平成27年10月1日～平成27年10月14日(2週間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事(下請けを含む)

4 事実概要

(有) 新秀建設が受注した、施設建築課発注の「具志川高校校舎改造防音工事(第二期・建築)」において、平成27年9月10日、外部足場4段組みの場所にて上部階足場解体後、3段目の解体作業時に上部階の下請作業員が周囲の足場材を解体しながら運ぶ際、手摺りを外している高さ5.5mの荷卸し場所から誤って転落し、負傷(右鎖骨骨折:全治約4週間)した。

また、このことについて、沖縄労働基準監督署より(有) 新秀建設あてに是正勧告書及び指導票が出された。

5 指名停止措置理由

(有) 新秀建設は、足場における手すり又は親綱の設置、安全帯の使用状況の確認を行うなど、関係請負人等へ必要な指導を行っていなかったことは、安全管理の措置が不適切であったと認められ、このような状況で発生した事故については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1第7号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内